

串間市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より財政援助団体等に対する監査の結果に係る改善措置の通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和4年5月11日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 坂 中 喜 博

110-290
令和4年4月22日

串間市監査委員 田中 良嗣 様
串間市監査委員 坂中 喜博 様

串間市長 島田 俊光

監査改善措置状況の提出について

令和4年3月1日付串監第182号にて通知のありました財政援助団体等に対する監査の結果における指摘事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

記

1. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
2. 監査実施日 令和4年2月4日
3. 監査改善措置状況 別添のとおり

(文書取扱 総務課総務係)

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市自治会連合会）

担当課（総務課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>共通事項</p> <p>（1）内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。</p> <p>（2）事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないよう役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。</p> <p>（3）令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する</p>	<p>（1）ご指摘のとおり、基本的には財政援助団体等の事務局は外部に置くことが望ましいものと考えております。しかしながら、何らかの理由により事務局を市が担っている団体等もございますことから、基本的な方針等の策定について、他市の状況等を調査し、検討してまいります。</p> <p>（2）該当なし</p> <p>（3）「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を行ってまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市自治会連合会）
担当課（総務課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。</p> <p><u>串間市自治会連合会運営費補助金</u></p> <p>（1）収支予算書の支出の部において「その他」の予算科目の中に交際費、予備費が設けられている。「その他」という予算科目は適切ではないことから、支出科目を目的に沿うよう明確に設定されたい。また、予備費を設けるのであれば、予備費から直接支出するのではなく適切な支出科目を設定し、充当により予算執行されたい。</p> <p>（2）串間市自治会連合会会則第6条（役員）において事務局長が規定されており、また、第7条第5項の規定において、事務局長の選出方法が規定されている。事務局長は役員には馴染まないと思料するので、会則の改正を検討されたい。</p>	<p>（1）指摘事項については、令和4年度から適正な科目設定に努めてまいります。</p> <p>（2）他の自治会連合会等の会則を確認し、改正が必要な場合は、対処してまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市自治会連合会）

担当課（総務課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>（3）令和3年度の活動方針に「自治会未加入世帯の解消に努めます。」と明記されているが、昨今の風潮から自治会への加入の実態は悪くなる傾向にあり、特に市の中心部が厳しいとのことである。自治会連合会としては、少子高齢化による人口減少が顕著な時代にあつて、集落の存続を危惧されている。本市の地域コミュニティ活動の拡充と活性化を図るには、各種団体等との「共助」の仕組みづくりが必要であり、その中心的役割を担う自治会組織の存在は大変重要であると思料する。今後も、建設的なご提言はもとより、行政との協働により持続可能な地域づくりの推進に向けて鋭意ご尽力いただくことを切に望むものである。</p>	<p>（3）自治会への加入促進等、行政と協力し、取り組んでまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市人材育成推進協議会）

担当課（総合政策課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>共通事項</p> <p>（1）内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。</p> <p>（2）事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないよう役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。</p> <p>（3）令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する</p>	<p>（1）人材育成については、串間市人材育成基金条例に基づき、市民のもつ多様な能力の開発と錬磨による人材の育成事業を推進することを目的としており、市民自らが協議会として人材育成を担う目的と併せて、市として人材育成を図る目的があることから市が事務局を担っているところであります。</p> <p>（2）通帳、印鑑を別の場所に保管し、鍵をかける等の対応を行っておりますが、より十分なリスク回避の措置に取り組んでまいります。</p> <p>（3）本協議会と行政間の連携を密にし、規則及び基準等を遵守した適切な事務処理に取り組んでまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市人材育成推進協議会）
担当課（総合政策課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。</p> <p><u>串間市人材育成推進協議会事業補助金</u></p> <p>（1）「串間市人材育成推進協議会」の令和3年度事業計画の中で、研修会及び視察研修会については「串間市創造推進協議会において検討し、決定する。」とされている。一方で、串間市人材育成推進協議会会則第7条第3項では、「理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。」と規定されており、双方の権限や役割が不明瞭である。「串間市創造推進協議会」については、実際の活動を行う下部組織とのことであるが、会則に規定されていないことから、下部組織としての位置づけを明確に規定され、事業を推進されたい。</p> <p>（2）起案用紙及び会計調書において理事長、副理事長の閲覧があるにもかかわらず押印がされていない。</p>	<p>（1）本協議会の権限及び役割を明確にするため、組織体制の見直しを行い、事業の推進に向けてより一層取り組んでまいります。</p> <p>（2）事務局長の位置づけや決裁権者について整理し、次期理事会にて会則の改正について諮ります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市人材育成推進協議会）
担当課（総合政策課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>平成28年度に実施した財政援助団体等に対する監査においても同様の指摘がなされているが、当該補助金は串間市人材育成推進協議会への補助金であることから、理事長等の閲覧、決裁を受けるべきものであると思料する。また、事務局長の閲覧に総合政策課長が押印しているが、串間市人材育成推進協議会会則第3条では「協議会の事務局は、串間市役所に置く。」とあるのみで事務局長の位置づけが規定されていないので、会則の改正を検討されたい。</p> <p>（3）新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度の活動を見据えて、令和2年度において一部事業内容を変更して単焦点プロジェクト等の資機材を購入し、オンラインによる会議等が実施できるよう環境整備を図ったとのことである。今後は、これらの資機材等を有効に活用し、人材育成に効果のある研修の機会を幅広く提供されることを望むものである。</p>	<p>（3）今後はこれらの機材を活用しながら、コロナ禍においても所期の目的が達成できるよう取り組んでまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（ふるさとの水辺環境を守る会）
担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>共通事項</p> <p>（1）内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。</p> <p>（2）事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないよう役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。</p> <p>（3）令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する</p>	<p>（1）該当なし</p> <p>（2）該当なし</p> <p>（3）収支決算において執行残が見込まれるので、「補助金の返還に関する基準」に基づいて適切に処理します。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（ふるさとの水辺環境を守る会）
担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。</p> <p><u>ふるさとの水辺環境を守る会運営費補助金</u></p> <p>（1）ふるさとの水辺環境を守る会会則において、令和3年度ふるさとの水辺環境を守る会総会資料に添付されている会則（平成24年4月1日施行）と、令和3年4月1日の補助金交付申請書に添付されている会則（平成30年5月22日施行）の施行年度が相違しており、総会資料に添付されている会則は失効している。他にも提出された資料の中に誤りが散見されたので、十分確認の上提出されたい。</p> <p>（2）ふるさとの水辺環境を守る会会則第6条（役員）の規定において、事務局長（会計）1名となっているが、役員に馴染まないと思料するので会則の改正を検討されたい。また、第10条第2項では、「参与は串間</p>	<p>（1）総会等に添付する資料については、十分に精査・確認の上会議に臨みます。</p> <p>（2）事務局長については、第6条（4）と、27条の4を削除、14条の2を新設、「会員の中から事務局長を選任し、…職務は7条の4」を明示し、参与については、参与は課長のみとし、係長及び課職員を事務局員と</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（ふるさとの水辺環境を守る会）
担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>市市民生活課長とする。」と規定されているのに対して、名簿では生活環境係長も参与となっていることから適切に整理されたい。</p> <p>（3）新型コロナウイルス感染症対策により計画された事業が、令和2年度に続き令和3年度も中止となっている。今後もコロナ禍の中で活動が制限される不透明な状況にあるが、「水辺環境保全都市宣言」の理念に基づき、賛同する新たな会員の獲得にも努めながら、水辺の豊かな自然環境の保全に引き続き取り組まれることを望むものである。</p>	<p>する改正を次回の総会に提案します。</p> <p>（3）新型コロナウイルス感染症対策で、実施できなかった事業がありましたが、今後も市民の皆さんの協力を得ながら「水辺の豊かな環境の保全」に努めたいと思います。また、会員の獲得にも努めたいと思います。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市有害鳥獣対策協議会）
担当課（農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>共通事項</p> <p>（1）内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。</p> <p>（2）事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないよう役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。</p> <p>（3）令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する</p>	<p>（1）協議会の構成員の高齢化が激しく、事務局を市が担うことにより円滑な職務の遂行に寄与している為、基本方針を定められた場合においても、市以外に事務局を設置することは困難であると思慮します。</p> <p>（2）会計処理については、通帳、印鑑共に鍵のかかる場所へ保管し、出金の際においても、通帳管理者と印鑑管理者双方の確認により、厳重且つ厳正な事務執行に努めています。</p> <p>（3）事業実施による執行残については、「補助金の返還に関する基準」に基づき適正に処理しました。今後においても「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」につきましては、遵守してまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市有害鳥獣対策協議会）
担当課（農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。</p> <p><u>野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金</u></p> <p>（1）令和3年度の総会資料中、令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書の数値に誤謬や整合性のない項目が散見されたことは遺憾である。このことから、正しい数値に訂正するとともに、収支決算書に補正額の欄を設けるなど、様式の見直しも含めて適正かつ正確な会計処理に努められたい。</p> <p>（2）令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書中、前年度繰越金として11円が計上されているが、これは令和元年度以前からの預金利息がそのまま計上されているものである。本来、補助金は公益上必要がある事業について事業実施計画の円滑な進行のために交付するものであり、事業を終了した時点で残った補</p>	<p>（1）総会資料の誤謬等については適切な数字へ訂正するとともに、収支決算書に補正額の欄を追加しました。今後同様の事例がないように正確な会計処理に努めて参ります。</p> <p>（2）11円の預金利息については、令和3年度中に適切に処理を行いました。JAからの助成金については、令和3年度中に全額精算を行いました。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市有害鳥獣対策協議会）
担当課（農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>助金については、利息も含めて精算して市に返還することが原則である。なお、当該協議会にはJAからの助成金もあるが、「補助金の返還に関する基準」の特例的基準には当たらないことから、令和3年度において全額を清算されたい。</p> <p>（3）串間市有害鳥獣対策協議会規約第4条（委員）の規定において、農地水産林政課長は一委員となっているが、回議用紙の事務局長の決裁欄に押印している。また、第5条（役員等）の規定において、会計1人となっているが、会計を役員等で一括した規定となっており、会計の選任方法も規定されていない。第8条（事務局）の規定において、「事務局は串間市農地水産林政課内に置く。」とされていることから、事務局長及び会計の位置づけを明確にされるよう規約の改正を検討されたい。</p> <p>（4）当協議会においては、今回監査の対象とした「野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金」のほかに、有害鳥獣対策に関連する各種の補助制度に取り組むための受け皿となっている。複数の事業を実施していることから、補助目的に沿った適正かつ正確な事務処理に努</p>	<p>（3）令和4年度総会において、串間市有害鳥獣対策協議会規約の見直しを提案し、改正の検討を行います。</p> <p>（4）有害鳥獣対策に関する様々な制度の適切な事務処理については、今後も補助目的に沿った適正かつ正確な事務処理に努めます。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間市有害鳥獣対策協議会）
担当課（農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>められたい。</p> <p>（5）令和2年度の総会資料では、令和2年度の有害鳥獣捕獲班は4班102人体制であったものが、令和3年度では4班88人体制となり14人減少している。このことは、高齢化による会員の減少が主な要因であり、有害鳥獣捕獲の中心的な役割を担う猟友会の組織継続も厳しい状況のようである。最近では市内においてシカの生息も確認されており、農作物等の被害は拡大する傾向にあるものと推測される。今後も、関係機関等と連携しながら、有害鳥獣対策の支援策の充実強化に取り組まれることを望むものである。</p>	<p>（5）有害鳥獣捕獲に従事する会員の減少は当協議会において最大の懸案事項であり、重要な問題と理解している。県等関係機関と情報の共有、また狩猟免許取得事業の周知徹底を図ることにより、会員の確保に努めて参ります。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間商工会議所）

担当課（商工観光スポーツランド推進課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>共通事項</p> <p>（1）内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。</p> <p>（2）事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないよう役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。</p> <p>（3）令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する</p>	<p>（1）該当なし</p> <p>（2）該当なし</p> <p>（3）予算執行にあたっては、都度協議を行っているところであり、補助金等の交付に関する規則を遵守するよう指導している。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間商工会議所）

担当課（商工観光スポーツランド推進課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。</p> <p><u>商工業振興対策事業補助金（運営費補助分）</u></p> <p>令和2年度の串間市商工業振興対策事業補助金（運営費補助金分）5,700千円の内訳については、当該団体の一般会計に4,640千円（予算額に対する補助金の占める割合23.91%）、中小企業相談所特別会計に1,060千円（同3.53%）となっている。令和3年度の同事業補助金については、5,990千円で290千円の増額となっているが、これは令和2年度に元気な商店街づくり支援事業として別途補助していたものを一元化したためである。新型コロナウイルス感染症の影響で自粛や中止となった事業もあるものの、創意工夫した事業活動が展開されている。会員数については、市内の小規模企業数約1,200事業所のうち、令和2年度末が549事業所、令和3年度が556事業所とな</p>	<p>コロナ禍において商工会議所の必要性が再認識され、また、会員等への丁寧な指導により、会員数は増加傾向にある。今回の状況を契機と捉え、より一層の会員確保及び商工事業者の活性化に繋がる自主財源の確保が行えるよう、連携した取り組みを行ってまいりたい。</p>

令和3年度財政援助団体等に対する監査改善措置通知書

団体名（串間商工会議所）

担当課（商工観光スポーツランド推進課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>っており、コロナ禍の中にあって微増で推移している。今後も、市による必要最小限の財政的支援は必要であると思料するが、商工会議所の組織活動の活性化及び運営基盤の強化を図るため、新規会員の獲得と自主財源の確保に鋭意努力されたい。</p>	